定款

非特定営利活動法人 いびがわミズみずエコステーション

非特定営利活動法人いびがわミズみずエコステーション定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人いびがわミズみずエコステーションという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪677番地2の2に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、《人に優しく川に優しく》《きれいなまちを次の世代へ》《緑の地球を子どもたちへ》をスローガンに、揖斐川流域に暮らす住民に対して、豊かな自然環境の保全や循環型社会の構築に関する事業を行い、住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

- 第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①自然環境の保全に関する事業
 - ②次世代や地域社会に向けた環境教育・啓発活動の推進に関する事業
 - ③循環型社会の構築に関する事業
 - ④他団体の支援や協働を推進する事業
 - ⑤上記事業に関する情報提供事業
 - ⑥その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下 「法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人および法人・団体で、総会におけ

る議決権を有する。

(2) 賛助会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人および法人・団体で、総会における議決権を有しない。

(入 会)

- 第7条 入会に関しては特に条件を付さない。
- 2 会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事長は、正 当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にそ の旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出があったとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である法人・団体が消滅したとき。
 - (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会および休会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届および休会届を理事長に提出して、任意に退会 および休会することができる。

(除 名)

- **第11条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理 事 3人以上15人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長とする。

(役員の選任)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人 を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分 の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長 があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を 執行する。
- 5 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなけ

ればならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(辞 任)

第18条 役員は、相当の理由によりその職務を遂行することが困難となったときは、辞任届を提出し理事会の承認を得て辞任することができる。

(解 任)

- **第19条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬)

- 第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

- 第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

(顧問・相談役)

- 第22条 この法人に顧問・相談役を置くことができる。
- 2 顧問・相談役は、理事長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 顧問・相談役の任期は、理事長の任期と同一とする。

第5章 総 会

(種 別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

- 第25条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2)解散
 - (3)合併
 - (4) 事業報告及び決算
 - (5)役員の選任
 - (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第26条 通常総会は年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の 請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

- 第27条 この法人の総会は、第26条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第26条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁 的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、出席正会員の過半数の同意をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合においては、正会員の全員 が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の 決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第29条、第30条第2項、第32条第1項第2号 及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印 しなければならない
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面若しくは電磁的方法により同意の意思表示を したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議 事録を作成しなければならない。
 - (1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(種 類)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

- 第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1)総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第36条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第35条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から3 0日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁 的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、理事長があたる。

(議 決)

- 第38条 理事会における議決事項は、第36条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第2項及び第40条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に関わることができない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、

その旨を付記すること。)

- (3)審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

(特別委員会)

- **第41条** この法人の目的を達成するために、専門的に調査・研究を行う機関として、特別委員会を設置することができる。
- 2 特別委員会の構成については、理事会において別に定める。

第7章 第7章 資産および会計

(資産の構成)

- 第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 事業に伴う収益
 - (5) 財産から生ずる収益
 - (6) そのほかの収益

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が 別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および予算)

第45条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経 なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事 長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じるこ とができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年10月1日から9月30日までの1年間とする。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の 追加又は更正をすることができる。

(事業報告および決算)

- 第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録などの決算に関する 書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を 経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第51条 本定款の変更は総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を 経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なけ ればならない。
 - (1)目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6)役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
 - (7)会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
 - (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

- 第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の4分の3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、 法第11条第3項に揚げる者のうち、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合 併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議 決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホーム ページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 本定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長石原潤一郎副理事長中村賀久同森三恵子

橋本芳弘 同 不破幸司 同 今井正徳 同 事務局長 山下健 理 事 小森正 司 橋本孝市 樋口冨喜子 同 三輪保之 同 佐木謙介 百 同 大坪良彦 監 事 横平猛 百 竹中治通 百 安達耒

- 3 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、その任期は、成立の 日から、平成15年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、設立の日から平成1 4年9月30日までとする。
- 6 この法人の設立初年度の会費は、別に定める。

附 則

この定款の変更は、平成24年10月28日より施行する。ただし、特定非営利活動促進法 第25条第3項に関する事項については、所轄庁の認証を受けた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成25年10月27日より施行する。ただし、特定非営利活動促進法 第25条第3項に関する事項については、所轄庁の認証を受けた日から施行する。

附 則

この定款の第55条にただし書を加える変更は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。